

私立学校教職員共済制度貸付規則 抜粋

- (貸付金の利率等)
- 第八条 貸付金の利率は、月利とし、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付及び医療・介護貸付 年四・二六パーセント
  - 二 災害貸付 年一・〇パーセント
- 2 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日の属する月の初日から起算し、最終の償還期限の属する月の前月の末日までの期間について、一月を単位として行うものとする。
- 3 貸付金の利息の額に五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。

貸付規則附則

- (貸付金の利率の特例等)
- 5 次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める場合に該当する場合における貸付金の利率は、第八条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。
- 一 一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付及び医療・介護貸付 次の表の上欄に掲げる日（以下この項において「基準日」という。）の属する月以前三月間の各月の初日における預託金利率（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率のうち、同条第一項に規定する約定期間が十年である預託金に適用されるものをいう。以下同じ。）の平均値（以下「預託金利率の平均値」という。）が日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号。以下「財務会計省令」という。）第二十四条の二第一号に規定する利率を下回る場合における、同表の下欄に定める基準日に応じた期間の貸付金の利率については、附則別表第一の上欄に掲げる預託金利率の平均値の区分に応じ、同表の下欄に定める利率（預託金利率の平均値が年三・七五パーセントを超えるときは、第八条第一項（第二号を除く。）に定める利率）とする。

| 基準日     | 基準日に応じた期間                   |
|---------|-----------------------------|
| 毎年二月一日  | 基準日の属する年の五月一日から七月三十一日まで     |
| 毎年五月一日  | 基準日の属する年の八月一日から十月三十一日まで     |
| 毎年八月一日  | 基準日の属する年の十一月一日から翌年の一月三十一日まで |
| 毎年十一月一日 | 基準日の属する年の翌年の二月一日から四月三十日まで   |

- 二 災害貸付 災害が発生した日（以下「災害発生日」という。）の属する月の前月の初日（以下「災害基準日」という。）における預託金利率が年〇・七五パーセント以下である場合における災害貸付に係る貸付金の利率は、附則別表第一の二の上欄に定める預託金利率の区分に応じ、同表の下欄に定める利率とする。

貸付規則附則別表第 1（附則第 5 項関係）

| 預託金利率                           | 3.25%を超え<br>3.75%以下 | 2.75%を超え<br>3.25%以下 | 2.25%を超え<br>2.75%以下 | 1.50%を超え<br>2.25%以下 | 1.00%を超え<br>1.50%以下 | 1.00%以下    |
|---------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------|
| 一般貸付、教育貸付、結婚貸付、<br>住宅貸付、医療・介護貸付 | 年<br>3.76%          | 年<br>3.26%          | 年<br>2.76%          | 年<br>2.26%          | 年<br>1.76%          | 年<br>1.26% |

貸付規則附則別表第 1 の 2（附則第 5 項、附則第 12 項関係）

| 災害基準日の<br>預託金利率 | 0.50%超<br>0.75%以下 | 0.25%超<br>0.50%以下 | 0.25%以下 |
|-----------------|-------------------|-------------------|---------|
| 災害貸付            | 年 0.75%           | 年 0.50%           | 年 0.25% |